

介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費の違い <熊本県外所在の居宅介護支援事業所用>

担当している利用者が使っているサービスは、総合事業ですか？予防給付ですか？

総合事業：訪問型サービス（現行相当・緩和型・家事おたすけ隊）と通所型サービス（現行相当・緩和型・通所型サービスC（からだ元気教室））

予防給付：総合事業以外の介護保険サービス。

総合事業だけ利用している

予防給付だけ利用している

総合事業と予防給付を両方利用している

介護予防ケアマネジメント費の請求書と内訳書を作成し、サービス提供月の翌月10日までに当センターに提出してください。

※家事おたすけ隊のみの場合はケアマネジメントB。それ以外はケアマネジメントA。

荒尾市で内容を審査し、請求書を提出した月の27日に請求書に記載された口座に本市から支払います。

※27日が土日祝日の場合は、直後の営業日。

介護予防支援費の請求書と内訳書を作成し、サービス提供月の翌月10日までに当センターに提出してください。

※10日が土日祝日の場合は、直前の営業日まで。

複数の利用者を支援していて、利用者ごとにサービスの種類が異なる場合は、「総合事業だけ利用している」利用者の分は介護予防ケアマネジメント費の請求書と内訳書を、「予防給付だけ利用している」・「総合事業と予防給付の両方を利用している」利用者の分は介護予防支援費の請求書と内訳書を作成・提出してください。